平成 21 年 12 月 18 日

主要事項・要望項目等に関する最終整理案

【関税関係】

関税関係(案)

1 暫定税率等の適用期限の延長 P

平成21年度末に適用期限が到来する暫定税率(415品目)、特別緊急関税制度及び牛肉等に係る関税の緊急措置(牛肉についての発動基準の特例を含む。)について、来年の妥結を目指しているWTOドーハ・ラウンド交渉で関連事項が交渉対象となっていること等を踏まえ、適用期限を1年延長する。

2 罰則水準の見直し

昨今の関税ほ脱犯の悪質・巧妙化や覚せい剤等不正薬物の乱用に対する国 民の危機感の一層の高まりに対応すべく、関税に関する罰則について、以下 の措置を講じる。

関税ほ脱罪に係る法定刑の引上げ

・ 関税ほ脱罪の既遂・未遂に係る懲役刑の上限を10年(現行5年)に、 罰金刑の上限(定額部分)を1,000万円(現行500万円)にそれぞれ引 き上げる。

輸入禁止品輸入罪等に係る法定刑の引上げ

- ・ 輸入禁止品輸入罪、輸出禁止品輸出罪及び輸入禁止品を保税地域に置く等の罪(トランジット罪)の既遂・未遂に係る懲役刑の上限を 10 年 (現行7年)に引き上げる。
- ・ 輸入禁止品輸入罪及び輸出禁止品輸出罪(知財侵害物品等)の既遂・ 未遂に係る罰金刑の上限を1,000万円(現行700万円)に引き上げる。
- ・ トランジット罪の既遂・未遂に係る罰金刑の上限を、麻薬類等については1,000万円(現行700万円)に、知財侵害物品等については700万円(現行500万円)にそれぞれ引き上げる。

密輸貨物運搬罪に係る法定刑の引上げ

- ・ 密輸貨物運搬罪に係る懲役刑の上限を、関税ほ脱罪、輸入禁止品輸入 罪、輸出禁止品輸出罪及びトランジット罪に係る貨物については5年 (現行3年)に、無許可輸出入罪に係る貨物については3年(現行2年) にそれぞれ引き上げる。
- ・ 密輸貨物運搬罪に係る罰金刑の上限(関税ほ脱罪に係る貨物にあっては定額部分)を、関税ほ脱罪、輸入禁止品輸入罪、輸出禁止品輸出罪及びトランジット罪に係る貨物については500万円(現行300万円)に、無許可輸出入罪に係る貨物については300万円(現行200万円)にそれぞれ引き上げる。
- (注)上記2の改正は、平成22年6月1日以後にした違反行為について適用する。